

口座振替は一度申し込むと、以後の納期限日に自動的に指定口座から引き落としで納税できて便利です。また、口座振替では軽自動車税の納税証明書の有効期限を、現金納付よりも延長しています。平日に金融機関で手続きができない人は、この機会に郵送でお申し込みください。(口座振替利用中の人は、申込み不要)

申込みは裏面の依頼書を記入・捺印し、8ページの封筒で郵送してください。

注意事項など

- ・月～金曜日の9:00～17:00に連絡が取れる電話番号をご記入ください
- ・手続き終了後1か月以内に、申込み者へ開始通知を郵送します
- ・依頼書の振替方法欄に記入がない場合は、「期別」を選択したものとします
- ・振替日は各納期限日(月末)[月末が土・日曜日・休日の場合は翌営業日か、市が指定する日]

対象の金融機関

北越銀行
第四銀行
大光銀行
長岡信用金庫
新潟県信用組合
塩沢信用組合
新潟県労働金庫
みなみ魚沼農業協同組合
(旧魚沼みなみ農業協同組合、
旧しおざわ農業協同組合)
ゆうちょ銀行(郵便局)

口座振替申込みに関する金融機関への確約事項

1. 裏面納税義務者が南魚沼市へ払うべき市税の納付額を記録した磁気媒体か、納付書の送付があったときは、貴金融機関で振替日に裏面の指定預貯金口座から納付書などに記載の金額を振替納付してください。
2. 前項の手続きは、当座勘定規定、または普通預貯金規定に基づき、当方が行うべき当座小切手と普通預貯金払戻請求書は提出しませんので、貴金融機関所定の方法で処理してください。
3. 振替日に、指定預貯金残高が納付金額に満たないときは、当該納付書などを南魚沼市に返却されても異議はありません。
4. 領収書は、預貯金通帳の記帳により省略して差し支えありません。
5. 当方の都合でこの取り扱いを解約する場合は、南魚沼市に解約届を提出します。
6. 残高不足で振替不能が続く場合や貴金融機関の定めた期間か、南魚沼市で過去5年以上課税がない場合など、貴金融機関、または南魚沼市が必要と認めたときは、この取り扱いを終了されても異議はありません。
7. 裏面納税義務者に係る市税の過誤納による還付が生じた場合は、この口座に振り込んでください。ただし、納税準備預金口座には振り込みができませんので、納税義務者が別に指定する口座で還付金を受け取ります。
8. 一括全納の口座振替が不能となった場合は、2期から期別振替とすることに異議ありません。
9. この取り扱いについて、いかなる紛議が生じても貴金融機関に迷惑をおかけしません。

メールで納期限をお知らせします

納税通知書の発送や各納期限の約1週間前に納期限をメールでお知らせしています。「納期限をうっかり忘れない」「口座振替の残高チェック」のためにご利用ください。

- ①パソコン・スマートフォン・携帯電話などから、右のメールアドレスに空メール(件名、本文なし)を送信

※迷惑メール対策などの設定で受信できない場合は、ドメイン「@minami-u.jp」を受信できるように設定し、送信してください

- ②「登録通知」メールを受信したら、指定URLをクリックし、「希望する税目」「お知らせ」をチェック

- ③情報入力後、「登録」ボタンを押してください

- ・「納期限のお知らせ」は、年度当初に予定されている納期限のみの配信
- ・「納税通知書発送のお知らせ」は、固定資産税と軽自動車税は5月、市・県民税と国民健康保険税は6月に配信
- ・選択した税目の納期限が同じ月の場合は、同日に複数のメールを配信
- ・登録いただいた税目は、課税の有無にかかわらずメールを配信
- ・「すでに納付済み」「全期分を一括納付済み」「第1期分のみの課税」の人にも、登録されたすべての税目の納期限メールを配信

メールアドレス：
zeimu@minami-u.jp

QRコード

